

学校法人日ノ本学園  
姫路日ノ本短期大学  
機関別評価結果

令和7年3月14日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 姫路日ノ本短期大学の概要

設置者 学校法人 日ノ本学園  
理事長 橋崎 良治  
学長 津田 由加子  
A L O 藤田 貴久  
開設年月日 昭和 49 年 4 月 1 日  
所在地 兵庫県姫路市香寺町香呂 890

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		50
	合計	50

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

姫路日ノ本短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月3日付で姫路日ノ本短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「キリスト教精神をもって、社会に貢献できる人間を育成する」であり、「神を畏れ敬い、人を愛し、奉仕する人間の育成」という教育理念を明確に示し、学生便覧やウェブサイト等で学内外に表明されている。建学の精神や教育理念は新任教職員研修会や非常勤講師懇談会等で定期的に周知している。

公開講座や講演会を定期的に開催するとともに、姫路市と包括連携協定を締結し、幼児教育・保育分野での提言やそれに基づく活動を行うなど、地域・社会に貢献している。

教育目的・目標は短期大学、学科・コースごとに確立し、学長が入学式、卒業式等において建学の精神、教育理念とともに説明し、学生便覧やウェブサイト等により学内外に表明しており、定期的に点検・見直しを行っている。

学習成果は建学の精神、教育目的に基づいて策定され、ウェブサイト等で学内外に公表され、定期的に点検されている。

三つの方針が一体的に策定され、それを踏まえて教育が実践され、その質が保証されている。自己点検・評価については、規程に基づき自己点検・評価委員会が組織化され、学長を始め全教職員で役割分担し、自己点検・評価を行っている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神、教育目的を踏まえて明確に定め、教授会で定期的に点検を行っている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して明確に定め、基礎教養科目と学習成果との関係、専門科目と学習成果との関係をカリキュラムマップとして学生便覧に示している。入学者受入れの方針は、建学の精神、教育目的に基づいて明確に策定され、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイトに掲載している。

学生への学習の支援は、教務学生部に所属する教員が中心になり行い、アドバイザー制を取り入れるなど、組織的に対応している。学習面での経済的負担軽減のために、奨学金制度や長期履修制度を取り入れている。就職支援のためにキャリアセンターを設置している。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、短期大学設置基準を満たしている。教育研究活動は、地域の研究助成事業に参画し採択されており、研究活動を短期

大学の研究紀要にまとめ定期的に発行している。

事務組織は諸規程に基づき責任体制が明確になっている。事務職員は自己研鑽とともに学内外のSD研修会に積極的に参加している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、耐震化工事も計画的に順次実施している。各教室には授業を行うための機器、備品類が整備されている。図書館は蔵書がわかりやすく整頓され、閲覧席数、蔵書数ともに充足しており、一部の専門書は幼児教育研究センターにも整備されている。

施設設備は諸規程に基づき適切に維持管理されている。防災に関わる諸規則はまだ整備されていないが、避難訓練は消防署の指導に従って実施されている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教養科目に情報リテラシー向上のための講座を設けており、学生と教職員との情報交換のために情報ツールを導入している。情報機器のセキュリティに関しては必要な対策が講じられている。学生の学習支援のために、体育館を除く全学で無線LAN接続が可能であり、学生は持参したノートパソコンやタブレット型端末を授業や学生生活に活用している。

財的状況について、余裕資金はあるものの、学校法全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人の運営全般にわたり適切にリーダーシップを発揮し、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長は寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、豊かな学識と経験を生かして教学運営全般の改革、研究活動の活性化に取り組み成果を上げており、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。学則に基づき教授会を開催し、教授会は、学長の意思決定に当たり意見を述べる機関として、教育研究に関する重要な事項を審議している。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為、監査規程に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に基づいて、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。教育情報、財務情報はウェブサイト上で公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、

優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 学生が建学の精神を理解して社会に貢献する意義を教育の中で体感できる機会を設けるため、学生のボランティアを単位化して推進している。ボランティアに際しては、学生の自主性を尊重して選択肢を広げるだけでなく、大学が主体となって他大学や関係機関と連携した行事を企画・運営しており、これらのボランティア活動や行事において学習成果を学外に発表する場になっている。

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業時と卒業後の学生にアンケートを実施するだけでなく、卒業生の就職先を訪問(近隣町村についてはほぼ全数)して、細やかな現場の意見を聴取し、教育の効果を把握している。また、図書館と幼児教育研究センターの両エリアで絵本や保育図書を整備しており、図書館は学生や教員向け、幼児教育センターは近隣の幼児や保護者向けに図書の有効活用を行うなど、地域に密着した活動を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 姫路市のまちづくり研究助成事業に毎年継続的に採択され、その成果などを教員個人の研究論文や外部を含めた共同研究論文等にまとめた研究紀要を、令和3年度以降は年2回発行に増やし、積極的に研究成果を発表している。専任教員だけでなく、非常勤講師の研究発表を行っている。また、ウェブサイトでの公表も行うなど研究活動の活性化にも寄与している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動は行われているが、自己点検・評価報告書は前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第109条第1項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価の公表について、短期大学の教育研究等の水準の向上のためにその結果をウェブサイト等により広く公表することが望まれる。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業の要件として学生が修得すべき単位数については、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。
- シラバスには、成績評価の方法が記載されているが、出席点が授業評価の対象になっているものが散見されるため、改善が望まれる。

### **基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

#### [テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

### **(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

#### [テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 38 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

明治26年に設立された日ノ本学園は、建学の精神「キリスト教精神をもって、社会に貢献できる人間を育成する」の下、聖書を基盤とした人格形成を掲げ、正義・個人の価値・自主的精神を重んじた教育によって、長きにわたり社会に貢献する人間の育成を行ってきた。この建学の精神は、各種印刷物やウェブサイトで表明するだけでなく建学の精神を踏まえた授業や各種行事によって、学生が建学の精神を認識し、実践することで実現している。学生の自主性に配慮したボランティア活動を授業科目として位置づけ推進していることで、学生が建学の精神を理解して実践する機会を設けており、人材育成の目的を学生が認識することを実現している。

また、地域・社会に向けた各種の講座を開講するだけでなく、学生と教員が協働で永らく途絶えていた「クリスマスキャロリング」（キリストの誕生を祝い歌や演奏で人々の幸せを祈る行事）を主催校として他大学や関係機関と調整を図りながら令和5年に復活させ実施していることは、教育の成果と合わせて建学の精神を地域社会に公表していることに他ならない。

建学の精神に基づき教育目的・目標を短期大学、学科・コースごとに定めており、授業科目ごとに具体化した到達目標を設定して学生に明示している。教育課程における学習成果を定め、各授業科目において学習成果が獲得できるようにカリキュラムマップを作成している。一方で、公表している三つの方針と教育目標の関連性や学習成果を測定する方法が可視化されておらず、学生が戸惑う場面が想定されるが、少人数教育の特性を生かして履修から授業、就職に際して教員による丁寧な指導を実施している。

学習成果の獲得を目的とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。三つの方針に基づいて学習成果を測定・評価するため、学位授与数や進路状況、卒業時アンケート、実習先の意見等を踏まえて総合的に学習成果を検証し、成績評価に反映している。自己点検・評価については、自己点検・評価委員会を組織化して全教職員で役割分担し、授業評価アンケートや卒業時アンケート等各種アンケートを実施して教員間で問題点を協議し、内部質保証に取り組んでいる。しかしながら、近年、自己点検・評価報告書がウェブサイトで公表されていないので、今年度の自己点検・評価報告書の公表が望まれる。教育の質を保証するため、短期大学レベル、学科レベル、科目レベルの3段階で学生の学習成果を測定・評価し、教育の改善につなげている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示し、ウェブサイトや学生便覧などで周知されている。卒業認定・学位授与の方針は教養・心・人材の3つの要素で構成され、社会的・国際的にも通用性がある。また、毎年点検がなされている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、ウェブサイトなどで公表されている。カリキュラムマップはウェブサイト、学生便覧で公表されているものの、授業科目群の順序性・体系性を卒業認定・学位授与の方針と関連付けて示すカリキュラムツリーがないので作成されることが望ましい。

卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間または学期において履修できる単位数の上限を定めるCAP制が定まっていないため、今後は学則上にも明記され、学生便覧に記載することが求められる。短期大学設置基準にのっとり、全ての科目で授業時間が適正に確保されている。シラバスには成績評価の方法が記載されているが、出席点が授業評価の対象になる記述が散見されるため、改善が求められる。

基礎教養科目において豊かな人間性や社会性を育むための科目が位置付けられ、キリスト教に関する科目により建学の精神が理解できるように編成している。また、幼児教育に関する専門性の深化を目指し国語力を強化する科目を編成するなど、専門科目との関連が明確である。教育課程は、主に保育職に視点をおいた内容で、保育コース、ライフデザインコースそれぞれにカリキュラムを編成し、2年間を通じた具体的な職業教育が展開されている。

入学者受入れの方針は、学生募集要項、学生便覧やウェブサイトで明示している。多様な入学者選抜を実施しており、それぞれに選考基準が設定されている。入学者受入れの方針の点検は、高等学校訪問などを通じて定期的に行われている。

学習成果の査定は、単位取得状況、成績評価、実習先の評価などに留まっている。そのため、1つにまとめ多様な側面から評価し、改善できるPDCAサイクルが可能となる仕組みづくりに取り組むことが求められる。また、併せて学生が自身の学びを振り返る指標となるルーブリックを作成し、到達度を確認できる仕組みを整えることが必要である。卒業生の進路先から、卒業生に関するアンケートを就職して2か月後に実施しており評価を聴取している。

教員は、学生による授業評価を定期的に受け、授業改善に活用し教育の質の向上に取り組んでいる。事務職員は、所属部署の職務を通じて学生の学習成果の獲得に貢献している。

入学後のオリエンテーションでは、学生便覧、シラバスなどの各種印刷物が学習支援として配付され、学科の目指す教育について説明が行われている。支援が必要な学生に対して、科目担当教員が課題を与えるなど授業の中で対応している。教職員協働で、学生生活全般の支援に取り組んでおり、入学から卒業に至るまで一人ひとりの学生に応じたサポートが充実している。また、学生の経済的支援に関する独自の奨学金制度の充実を図っている。学生のキャリア教育支援と就職支援は、キャリアセンターを配置しており、求人票・進学や編入学のための募集要項・過去の就職採用情報を提供し、個別相談に応じている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、短期大学設置基準に定める必要な教員数等を満たしている。教員の採用、昇任にあたっては人事規程に従い審査している。

研究紀要は年 2 回発行している。研究活動に関する規程は整備されている。FD 活動については FD・SD 委員会規程に基づき、定期的に行われ、FD・SD 研修活動を着実に推進している。

事務職員は、組織規程、事務分掌規程に基づき業務を遂行しており、責任体制は明確である。事務局では、教務学生課、総務課、経理課が一つの部屋で業務遂行をしており、情報共有や連携が取りやすい環境にあり、日常的に業務の見直しが職員間で実施されている。事務職員には必要な情報機器や備品等を設置している。

教職員の就業や給与に関する諸規程を整備しており、事務局に常備・閲覧可能な体制を整えている。教職員の就業に関しては、規程を基に適正に管理している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。校舎は、障がい者対応として、スロープや手すり、エレベーター、障がい者用トイレ等を整備し、バリアフリー仕様となっている。授業環境は、講義室、演習室等の教室を用意しており、ICT 教室、マルチメディア教室などが確保され、その他学科の特性に応じた図画工作や音楽関連の授業環境が整っている。授業用の機器・備品は整備されている。図書館と幼児教育研究センターで絵本・童話・保育図書が整備され、用途に応じた書籍管理がなされている。

財務諸規程に基づき、施設設備及び備品を維持管理している。火災・地震対策は、消防計画を策定し、毎年度全学の学生及び教職員参加の避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策は、セキュリティソフトを導入するなど、外部からの侵入防止対策を行っている。

学生の学習支援のために、体育館を除く全学で無線 LAN 接続が可能であり、学生は持参したノートパソコンやタブレット型端末を授業や学生生活に活用している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の統括責任者として、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し、学校法人全体の健全な経営と発展に寄与している。理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、豊かな学識と経験を生かして、教学における改革及び研究活動の活性化に取り組み、成果を上げており、また、短期大学付属幼稚園、日ノ本学園高等学校幼児教育進学コース及び短期大学の幼高大連携を推進するなど、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。学長は、教学運営の最高責任者として、学則に基づき教授会を開催し、教授会は、学長の意思決定に当たり意見を述べる機関としている。なお、学生に対する懲戒（退

学、停学及び訓告の処分) の手続に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為に基づき選任され、学校法人日ノ本学園監事監査規程に基づき学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査を行い、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に基づいて、理事長を含め役員の諮問機関としての役割を適切に果たしている。

教育情報、財務情報はウェブサイトで公表・公開している。